

**【新設】（共同事業に係る要件の判定）**

2-59 法第 64 条の 14 第 1 項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》に規定する「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっては、基本通達 1-4-4 《従業者の範囲》から 1-4-7 《特定役員の範囲》までの取扱いを準用する。

**【解説】**

- 1 通算法人（時価評価除外法人（法 64 の 11①各号又は法 64 の 12①各号）に限る。）が、通算承認の効力が生じた日の 5 年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日からその通算承認の効力が生じた日まで継続してその通算法人に係る通算親法人（その通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合に該当しない場合で、かつ、その通算法人についての共同事業に係る要件（「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」）に該当しない場合において、その通算法人がその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後に新たな事業を開始したときは、その通算法人の適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額は、その通算法人において損金の額に算入しないこととされている（法 64 の 14①、以下「本制度」という。）。
- 2 この「共同で事業を行う場合として政令で定める場合」に該当するかどうかの判定に当たっての要件については、法人税法施行令第 131 条の 19 第 2 項《特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入》において準用する同令第 112 条の 2 第 4 項《通算完全支配関係に準ずる関係等》に規定されているところであるが、これらの要件は、同令第 112 条第 3 項及び第 10 項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する適格合併における欠損金の引継ぎ・使用制限の要件（みなし共同事業要件）と類似する規定振りとなっている。また、これらの規定は、同令第 4 条の 3 第 4 項《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する適格合併の要件（共同事業を行うための合併の要件）と類似する規定振りとなっている。

このため、適格合併の要件に関する取扱いを定めた法人税基本通達 1-4-4 《従業者の範囲》から 1-4-7 《特定役員の範囲》までの取扱いについては、本制度においても同様となるのであり、これらの通達に定める取扱いを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。